

地方公共団体の再犯防止の取組を促進するための協議会

愛知県地域連携協議会

開催結果報告書

令和4年3月

法務省・愛知県

目次

- 1 はじめに
- 2 協議会の開催概要
- 3 現状・課題等
 - (1) 既存の取組の現状
 - ア 愛知県の主な取組
 - イ 愛知県と県内の市町村との連携した取組
 - ウ 民間協力者における取組
 - (2) 明らかになった課題
 - ア 国からの情報提供の在り方（統計情報／本人情報）
 - イ 国や関係機関との連携の在り方
 - ウ 再犯防止の取組に関する理解促進（庁内・組織内／関係機関／住民）
 - エ 役割分担の在り方（市町村／都道府県の視点）
 - オ その他（取組の効果検証の在り方など）
- 4 今後の取組について
 - (1) 国・地方公共団体において検討すべき新規の取組・事業
 - (2) 県や市町村における既存事業の枠組みの活用とそれに当たっての県と市町村の連携の在り方
 - (3) 国の次期再犯防止推進計画の策定への要望（財政支援の在り方など）

1 はじめに

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)において、地方公共団体における再犯防止施策の実施責務と、「地方再犯防止推進計画」(以下「地方計画」という。)の策定義務が初めて明記された。また、翌29年12月に策定された国の再犯防止推進計画においては、7つの重点課題の一つとして、「地方公共団体との連携強化」が掲げられるなど、国と地方公共団体が連携した再犯防止施策の推進は、再犯防止にとって最も重要な課題の一つとなっている。

それ以前にも、都道府県や市町村において、犯罪をした者への福祉的な支援は行われていたものの、罪を犯した者が抱える特有の課題に対応した取組については、地方公共団体にノウハウが蓄積されておらず、法務省を始めとする国との連携体制についても、地域ごとに対応差が生じている状況であった。

そのような状況を踏まえ、法務省においては、平成30年度から令和2年度までの3年間で委託期間として、「地域再犯防止推進モデル事業」(以下「モデル事業」という。)を行った。モデル事業は、地方公共団体と国が協働した事業・取組を確立することを目的として、全国36の地方公共団体へ委託する形で行われ、愛知県においても、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援や刑務所出所者等職場定着支援など、地域の実情に応じた取組が進められた。

令和3年度においては、法務省は、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、①全国会議、②ブロック別協議会、③地域連携協議会の3つの会議をそれぞれ開催した。

このうち、地域連携協議会は、これまで地方公共団体で実施されてきた再犯防止施策の成果の共有に加え、再犯防止施策における都道府県と市町村との連携の在り方について検討を進めることを目的として開催したものである。

令和3年11月から令和4年2月にかけて、愛知県のほか、滋賀県と鳥取県で地域連携協議会を各3回ずつ開催し、各県及び県内市町村のみならず、民間協力者の方々との協議・意見交換を行った。

本報告書は、愛知県の再犯防止施策の現状・課題等を整理するとともに、それらの課題解決に向けた取組の方向性等について検討を重ね、今般、その検討結果を取りまとめたものである。

2 協議会の開催概要

(1) 第1回

ア 日時

令和3年11月10日(水) 13:30~15:30

イ 場所

愛知県自治センター6階北側会議室

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

愛知県、名古屋市、岡崎市、刈谷市、豊田市

(イ) 民間協力者

愛知県弁護士会、特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
(愛知県地域生活定着支援センター)、刈谷保護区協力雇用主会

(ウ) 国

法務省大臣官房秘書課、名古屋地方検察庁、名古屋矯正管区
岡崎医療刑務所、名古屋刑務所、豊橋刑務支所、名古屋拘置所
豊ヶ岡学園、名古屋少年鑑別所、中部地方更生保護委員会
名古屋保護観察所

(2) 第2回

ア 日時

令和4年1月21日(金) 13:30~15:30

イ 場所

名古屋法務合同庁舎B棟3階(名古屋保護観察所) 集団処遇室

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市

(イ) 民間協力者

愛知県弁護士会、特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
(愛知県地域生活定着支援センター)、刈谷保護区協力雇用主会

(ウ) 国

法務省大臣官房秘書課、名古屋地方検察庁、名古屋矯正管区
岡崎医療刑務所、名古屋刑務所、豊橋刑務支所、名古屋拘置所
瀬戸少年院、愛知少年院、豊ヶ岡学園、名古屋少年鑑別所
中部地方更生保護委員会、名古屋保護観察所

(3) 第3回

ア 日時

令和4年2月18日(金) 13:30~15:30

イ 場所

愛知県自治センター6階分室(南西側)

ウ 出席団体

(ア) 地方公共団体

愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市

(イ) 民間協力者

愛知県弁護士会、特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
(愛知県地域生活定着支援センター)、刈谷保護区協力雇用主会

(ウ) 国

法務省大臣官房秘書課、名古屋地方検察庁、名古屋矯正管区
岡崎医療刑務所、名古屋刑務所、豊橋刑務支所、名古屋拘置所
瀬戸少年院、愛知少年院、豊ヶ岡学園、名古屋少年鑑別所
中部地方更生保護委員会、名古屋保護観察所

3 現状・課題等

(1) 既存の取組の現状

ア 愛知県の主な取組

(ア) 愛知県 (第1回)

- 地方計画策定のための意見交換や情報共有の場とするため、愛知県再犯防止連絡協議会を平成30年に設置した(構成員は45名)。
- 同年にモデル事業を受託し、2つの事業を実施
 - ①「刑務所出所者等職場定着支援モデル事業(以下「職場定着支援」という。)」
 - 刑務所出所者等と協力雇用主の双方にアプローチをすることで、刑務所出所者等の職場への定着率を高め、再犯防止を図るというもの
 - ②「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」
 - 愛知県弁護士会へ委託。弁護士は、刑事司法手続の中でも対象者に接触ができるため、弁護士が対象者に一貫して寄り添って相談に乗り、必要に応じて福祉サービスの受給や住居の手続き等を支援することで、適切な社会のセーフティネットにつなぎ、再犯防止を図るというもの
- モデル事業終了後の令和3年度は、県の予算で上記①、②ともに事業を継続している。
- モデル事業の成果を踏まえて、令和2年に愛知県再犯防止推進計画を策定した。特色としては以下の3点である。
 - ①(他県と異なり、)モデル事業の成果を踏まえて作った点
 - ②国・県・民間団体という3つの枠組みを設けて取組を記載した点
 - ③新規事業ではなく既存事業を見直すことを重視して作っている点
 - 地方公共団体として、全ての人が既存事業のサービスを公平に受けられる点に重点を置くべきと考え、既存事業の中で再犯防止に使えると思える事業があれば、この計画の中に書き込んでもらうよう関係機関に依頼して作成した。
 - 新規の地方計画の策定となると、仕事を新たに振り当てられるのではないかという抵抗感が大きくなるため、ハードルを少しでも下げる工夫として、可能な限り既存事業を活用する方向で、関係機関や庁内を説得した。

(イ) 名古屋保護観察所 (第3回)

- 保護観察者対象者等への就労支援として行われている「職場定着

支援」は、令和2年度に国の事業として「職場定着支援」が始まる前に、全国に先駆けて平成30年10月からモデル事業として実施されていた。

- 更生保護就労支援事業においては、保護観察所から委託を受けた民間事業者が、「就職活動支援」と「職場定着支援」の両方を実施して、切れ目のない就労支援を行っている。さらに、「職場定着支援」では、被雇用者である対象者のみならず、協力雇用主等にも訪問や面談等を行うことで双方への助言や調整を行っている。さらに、令和3年4月、愛知県が保護観察等終了後も、引き続いて被雇用者の職場定着支援を行う事業が始まり、協力雇用主と被雇用者の双方に対して、息の長い、途切れることのない支援を実施することができるようになった。

イ 愛知県と県内の市町村との連携した取組

(ア) 愛知県（第1回、第3回）

- 令和3年度に県と市町村による連絡会議を立ち上げた。その中では、県が地方計画を策定したため、市でも具体的な検討を始めて欲しいとお願いをした。

(イ) 名古屋市（第2回）

- 平成31年1月から、本市のモデル事業である伴走型入口支援事業の取組を1年半実施し、その後、取組の成果などを踏まえて、再犯防止推進計画策定作業を進めており、来年度からの計画の施行を予定している。
- モデル事業のコーディネーターによる伴走型支援により、
 - ①司法と地域との間で、本人を中心とした必要な支援ができたこと
 - ②地域の社会資源が活用できるよう働きかけができたこと
 - ③伴走型の継続的なフォローアップができたことが取組の成果や意義として確認できた。
- 支援の方策としては、以下の3類型に分類できる。
 - ①「既存のサービスで対応可能」なパターン
 - ②「既存のサービスはあるにはあるが使いづらい」パターン
 - ③「既存のサービスそのものがない」パターン→③のパターンのうち、再犯のおそれがあるケース、生活全般の支援や日中の居場所確保が必要なケース等では、支援者が一人で抱え込まないように関係機関と連携してサービスを作り出すことが必要
- 成果指標に「支援する人が増加した対象者の割合」を設定した。

- 結果として、全体の85%に当たる70名について、支援開始前に比べて支援終了時に本人を支える支援者が増加した。
- 指標の設定方法によっては、再犯の有無が支援の成否の基準となり、支援というよりも、指標を達成しているかどうかの監視を行うような状況になってしまうため、あくまでも本人の社会的孤立を解消し、適切な支援者とつながることや、困った時に相談が出来る相手がいる状態を目指して、その結果が再犯防止にもつながるという考え方が必要である。

(ウ) 豊田市 (第1回、第3回)

- 令和4年3月末に地方計画の策定を予定しており、現在、パブリックコメントの手続の準備をしている。
- 既に策定済みの第8次豊田市総合計画は、市民と行政がともに取り組むまちづくりの方向性を明らかにした最も基本となる計画であるが、その主な実践計画事業の1つとして、重層的支援体制整備事業があり、令和3年度からスタートした。高齢者や障害者、子ども、困窮等の対象や年代を限定しない相談支援や社会参加の支援、住民同士が支え合える地域づくりを実施しており、再犯防止にも有効である。
※重層的支援体制整備事業は、①包括的相談支援事業、②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、③多機関協働事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業の5つが主な事業

(エ) 刈谷市 (第1回)

- 地域福祉計画の中に包含する形で地方計画を策定しようと検討中であるが、必要となる費用やマンパワーについては未知数の状態である。

(オ) 岡崎市 (第3回)

- 再犯防止は、福祉施策との一体的な推進が必要であると捉え、単独で策定するのではなく地域福祉計画に包含して地方計画を策定することとした。
- 地方計画策定に際して最も大切なことは、更生保護関係者とともに作り上げていくことであると考え、作成した計画草案に基づき、各種関係団体と2回のヒアリングを行った。また、現在は令和3年12月に地域福祉計画のパブリックコメントを実施し、令和4年4月1日施行に向けて進めている。

ウ 民間協力者における取組

(ア) 愛知県地域生活定着支援センター (第2回)

- 刑事司法と福祉の連携を“地域住民のこと”として捉えている市町

村が増えてきた。

①名古屋市の特色

→ 罪に問われた人への伴走型支援という理念が打ち出されている。検察庁から釈放される人を市のサービスからこぼれ落ちて社会的に孤立してしまった人として位置付け、そこに市町村として伴走することが大事であるという理念が打ち出された。これは地域住民にとって一番身近な基礎自治体ならではの重要な視点である。

②豊田市の特色

→ 重層的支援体制整備事業を活用して、再犯防止を地域福祉と一体的に考えている。

③一宮市の特色

→ 以前から障害の自立支援協議会に触法の部会があり、法務省関係機関や地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）も構成員として、市の福祉関係者と一緒に事例検討等を行う体制が整えられている。

- 定着支援において、地域や市町村では受入れ先がないという場合は、まず圏域、次いで、それを飛び越えた広域でカバーすることになっており、定着支援センターから圏域に相談をし、圏域から市町村や民間協力者につないでもらうこともある。

(イ) 名古屋保護観察所（第3回）

- 保護観察官の人員のみでの十分な対応は難しいため、保護観察においては、保護司との協働はもとより、住居の確保については更生保護施設と協働して、また、就労支援については協力雇用主の協力を得て実施している。更生保護女性会やBBSといった様々な民間協力者の協力を得て、更生保護制度の実施が成り立っている。

(2) 明らかになった課題

ア 国からの情報提供の在り方（統計情報／本人情報）

(ア) 情報共有を目的として、令和3年度に初めて県と市の連絡会議を立ち上げたが、県と市だけでは事業は進まないため、関係機関と県と市の情報共有のシステムを早く立ち上げたいと考えている。ただ、情報共有といっても、個人情報に関係する問題のため、前歴のような個人情報を、司法機関でもない県や市町村が持つべきなのかは議論が必要な部分であり、どこまでの情報をどういう形で共有すべきなのかは非常に悩ましい問題である。【愛知県／第1回】

(イ) 対象者を受け入れる側として思うことは、情報を早くいただきたいということである。出所者の情報を早くいただければ早めに動いてスムーズにつながるため、詳しい情報をいただきたい。【豊田市／第3回】

イ 国や関係機関との連携の在り方

(ア) モデル事業開始前の事前調査で見えてきた関連の課題としては、以下のとおりである。【名古屋市／第2回】

- ① 刑事司法機関からの支援依頼が一方通行になりやすく、依頼を受けた支援機関をフォローする仕組みがないこと
- ② 入口支援では時間的制約等から本人の抱える複合的・重層的な課題に着目した丁寧なアセスメントは困難であること
- ③ 支援の必要性への自覚が薄い人など、既存の制度につながりにくい人への継続支援が難しいこと

(イ) 再犯防止に関する情報、知見の不足【名古屋市／第2回】

→ 何が課題で、どう取り組んでもらいたいのか、そのために国がどのようなバックアップをするのか、従来の省庁の縦割りの枠を超えた情報提供が必要ではないか。

(ウ) 法務省が作成した「地方再犯防止推進計画の手引き」が、市町村にとって使いやすい手引きになっていない。基本的な刑事司法手続きの流れや入口・出口支援の内容への理解や整理について、市町村での理解がまだまだ追いついておらず、市町村の地域の実情に応じた取組の検討にまで至っていない。【愛知県定着／第2回】

(エ) 捜査段階では時間的な制約があり、特にコーディネート機関側からすると使える時間が非常に短く、いつ釈放されるか確定的でないことが課題として浮かび上がった。検察官としては、福祉的支援につなげる事案について、できるだけ早期の対応を取るよう努めている

るが、時間的制約もあり、釈放日までに被疑者の動機付けができず、支援を受けることを拒否したまま釈放せざるを得ないというケースもある。また、被疑者から同意を得られたとしてもコーディネーター機関としては、入口支援の調整にかけることができる時間が出口支援に比べると非常に短く、金曜日等の週末に複数の対象者が同時に釈放を迎えた場合等は、面談等スケジュール調整も非常に難しい。【名古屋地検／第2回】

(オ) 再犯防止に関する情報共有の場について【岡崎市／第2回】

○ 障害福祉や生活保護等の各部門に相談することはあるが、これまで岡崎市との事例検討はしていない。一緒にケース検討をしていかないと問題点も共有できないため、機会があれば一緒にやっていきたい。【愛知県定着／第2回】

○ 保護観察所からは、更生保護施設を退所した後の住居支援のために住宅課に相談したこともある。高齢や生活困窮で色々なことを抱えている方の相談を生活保護や住宅等の各課に何回も同じことを相談するのは大変であるため、相談窓口の一本化をしていただきたいと感じた。【名古屋保護観察所／第2回】

○ 関係機関の連携のための会議体に、法務省関係機関のほか、医師会（医療関係）も入ると、地域の中で新たな連携等の在り方についても議論ができるのではないか。【愛知県弁護士会／第2回】

→ 令和4年2月の時点では、市内の団体機関を中核に、必要に応じて有識者や関係機関を招致し、柔軟に構成員を変えながら情報交換・共有ができるような協議体をイメージしているが、協議体の方針やメンバー構成等は暗中模索の状態である。今後、再犯防止を推進する上で中心となる協議体を、実効性のあるものとするための方策の検討が課題である。

全国では都道府県単位で同様の協議体が組織されているが、市町村単位での事例が少なく、現時点においては具体的に構想することができていない。【岡崎市／第3回】

ウ 再犯防止の取組に関する理解促進（庁内・組織内／関係機関／住民）

(ア) 支援現場の理解・意識の向上【名古屋市／第2回】

→ 犯罪をした者等への支援について支援を断られたり、特別な対応や配慮を求められたりする場合等があると聞いている。これは支援者側だけの問題ではなく、社会全体に根付いている意識の課題であり、すぐに解消するのは非常に難しいが、日頃から関係機関の良好な連携関係を構築するとともに、犯歴で判断せずに生活課題を抱え

る地域住民の一人としてとらえ、協力していただける事業者・支援者を地域に増やしていくことが重要ではないか。

- (イ) 刑事司法関係機関、福祉住居関係機関の連携や対象者への継続的な支援が必要である一方、民間協力者の担い手が不足している。【豊田市／第1回】
- (ウ) 福祉総合相談課が中心となって色々なケースを対応していく中で、知識や経験、ノウハウが不足している。国の財政的な支援により、専門のコーディネーターが確保できると良いのではないか。【豊田市／第1回】
- (エ) 岡崎市再犯防止推進計画にも住宅セーフティネット制度に関して明記されており、今後の活用を目指すところではあるが、大家をされている保護司のほか、市の住宅部局からの意見では、更生保護に理解のある大家でさえ積極的な協力は難しく、行政のサポートが足りないと思われる。また、市が協力を求めても提示できる支援に限界があり、司法・矯正に関わる機関の更なる支援がなければ、制度を充実させても再犯防止に活用させることが難しいことが分かった。【岡崎市／第3回】

エ 役割分担の在り方（市町村／都道府県の視点）

- (ア) 市町村の地方計画策定がどれだけ浸透していくかという点について、54市町村中2市が策定済みであるが、策定予定なしという市町村が多い。そのため、今後、どのように策定の方向にもっていけるのか、どういう働き掛けをしていくべきかが課題である。【愛知県／第1回】
- (イ) 地方公共団体が担うべき役割に係る具体的方針が明確でないこと【名古屋市／第2回、第3回】
 - 地方公共団体と国との役割分担や地方公共団体が行うべき支援について、法令等による明確な位置付けがないことから、特に市町村が行う施策の方針が検討しづらい状況である。
 - 市町村においては、福祉の直接的な窓口を有していることを踏まえ、福祉につながらずに犯罪をした者を取りこぼさないため、地域住民として直接的なサービスを届けていくことは、市町村としてやるべきことである。一方で、都道府県については、市町村レベルで行うと効率が悪いというところを行って欲しい。広域での対応が効率的なものとして、例えば、性犯罪関係や就労支援等、広域での情報収集、専門的なリソースや知見が必要なものなどが挙げられ、これらについては市町村単位で行うと少し無駄が多いと感じている。
- (ウ) 支援対象者が市内に所在する更生保護施設に入所中から、市内での

自立への移行のために様々な支援機関につなぐに当たって、退所までの期間が限られていること、各支援機関とのつながりもないことから個別の調整が難しいため、本人の支援の方向性について、退所前に関係機関が集まって話し合う機会が必要である。【豊田市／第1回】

(エ) 都道府県に求められている役割として以下の4つが考えられる。

【愛知県定着／第2回】

- 刑務所出所者等が他県に帰住を希望する場合の積極的な介入
- 法務省関係機関から市町村へ円滑につなぐこと
- 刑務所出所者等が地域社会に戻った後も、生活困窮者の自立支援制度等の地域の様々な制度や活動をコーディネートしていくこと
- 困難事例への対応など

(オ) 愛知県に関しては、障害者福祉、高齢者福祉は11圏域にブロック分けされており、ブロックごとの地域アドバイザー（民間）の協力も得ながら、ネットワークが少しずつ確立されてきている。再犯防止についても、一つ一つの市町村や地域だけではなく、圏域や広域単位の連携も必要ではないか。【愛知県定着／第2回】

オ その他（取組の効果検証の在り方など）

(ア) 来年度の予算要求において、地方計画を作ったから取組をする必要があるというだけでは、財政当局部門の理解は得られない。再犯防止の取組は、市町村や地方公共団体に降りてきてまだ日が浅いということもあり、そこまで先進的な取組をされている市町村は多くなく、情報も得られにくい。【名古屋市／第1回】

(イ) 連携機関の充実、社会資源の開拓【名古屋市／第2回】

→ 再犯防止の取組には福祉の視点が重要だが、一方で既存の福祉的支援の枠組だけでは支援しきれないこともある。支援を行う中でどのような課題があったのかについて共有し、連携先の開拓等の解決への糸口を探ることも必要ではないか。

(ウ) 豊田市の保護司を対象にしたアンケート調査（129名中113名回答）で明らかになった課題として、①保護司確保の取組が重要であり、そのために今まで積極的に関わってこなかった地域とのつながりを作ることが重要であること、②現在は対象者が抱える課題がより複雑になり、高い専門性が求められ、対応が難しいこと、③保護司の負担軽減に向けた取組が必要であることの3つが挙げられた。【豊田市／第1回】

(エ) 豊田市の協力雇用主会を対象としたアンケート調査（45事業所中35事業所回答）で明らかになった課題として、①本人のニーズに合

った仕事を選択できるように様々な業種の企業に登録してもらうための啓発が必要であること、②国や県による就労後の継続的な支援やトラブル発生時の相談窓口の情報提供が必要であることが挙げられた。

【豊田市／第1回】

(オ) 更生緊急保護の入口支援における3つの課題【名古屋保護観察所／第2回】

①調整期間が短いこと

→ 社会復帰に必要な支援のアセスメントを行い、円滑な社会復帰に向けた事前調整を原則実施したいが、数日内に事前調整実施日を決める必要があるほか、検察庁の支部の事件の場合、時間的・マンパワーの問題から事前調整が実施できない。

②就労意欲が高い高齢者、障害受容ができない者、複合的な問題を抱える者等に対する支援方法が難しいこと

→ 就労支援による自立が困難な場合が多いが、福祉支援を希望せず自立計画の目途が立ちにくい場合に加え、依存症・金銭管理・孤立・対人関係等、更生緊急保護終了後も支援継続が必要な者がいる。

③釈放直後の受入れ先の確保に苦慮する者がいること

→ 認知症の高齢者で、見守りが必要な方や入院を検討するような精神症状のある方について、保護観察所のみでの対応が難しい場合がある。

(カ) 協力雇用主に対する支援における3つの課題【名古屋保護観察所／第3回】

①協力雇用主の業種の拡充が必要であること

→ 事業主と保護対象者の希望とのマッチングをするためには、偏りなく幅広い業種の登録が必要であり、各地域の雇用主へ働き掛けるためには地方公共団体の協力も必要である。

②協力雇用主を支える仕組みが必要であること

→ 国や愛知県のほか、民間団体である愛知県就労支援事業者機構においても国等の委託を受ける形で支援をしている仕組みはあるが、まだ認知が十分に進んでいない。

③協力雇用主の社会的評価の向上が必要であること

→ 地方計画策定時における優遇措置制度導入の検討のほか、協力雇用主の業種の拡充につながる優遇制度導入の検討も必要ではないか。

(キ) 更生保護女性会員からの意見では、直接関わらないまでも、何かの形で支援したい人がいるのに、支援を必要とする人とのマッチングが上手

く行っていないことが分かった。支援する対象者の特性や時期によって、関われる人が限られてしまうが、支援者に対する支援者を増やし、支援が必要とされる時にマッチングできるような取組が必要ではないか。

4 今後の取組について

(1) 国・地方公共団体において検討すべき新規の取組・事業

- ア 市町村における再犯防止の取組の推進をどのように進めていくのかについては、担当部署を早く明確化しないといけないと感じている。現在、残り2市が決まっていない状態だが、できれば今年度中に県内全ての市町村で担当部署を明らかにしていきたい。【愛知県／第1回】
- イ 検察、刑務所、保護観察所等がどのような仕事をしているのか等、互いの役割をさらに理解し連携することで、対象者のスムーズな地域移行が可能になる。【豊田市／第1回】
- ウ 入口支援において、テレビ会議システムを活用し、円滑な社会復帰に向けた準備を進めるべきである。【名古屋保護観察所／第2回】
- エ 県と市町村の役割分担について、国による具体的な整理・提示が必要なのではないか。【愛知県／第3階】

(2) 県や市町村における既存事業の枠組みの活用とそれに当たっての県と市町村の連携の在り方

- ア 対象者やその家族が抱える問題が複雑化しており、保護司や協力雇用主一人で抱えきれない問題ではないため、保護司や協力雇用主の負担軽減に少しでもつながる取組を進めていく必要がある。【豊田市／第1回】
- イ 地域移行する際に、地域住民や事業所等の協力が得られない現状があり、被害者感情に配慮するとともに、新たに被害に遭う人を減らすという視点で再犯防止の取組を行う必要がある。【豊田市／第1回】
- ウ 高齢者又は障害のある刑務所出所者等で、居住先がない場合、定着支援センターでの事業化がされていることから、更生保護施設を退所する者のケースにおいても、特別調整と同様の形での対応が可能ではないかと感じた。今後、刑務所等の矯正施設・保護観察所・都道府県の定着支援センター・市町の4者、あるいは更生保護施設も含めた5者の共通認識のすり合わせが必要でなる。【愛知県定着／第1回】
- エ 更生緊急保護のほか、福祉事業所の空室活用やサブリースでマンションの一室に入居する等の制度をフル活用して検討していくことも、再犯防止を考える上では必要である。【愛知県定着／第2回】
- オ 令和3年6月に愛知県が開催した県内54市町村を集めた連絡会議のような機会のほか、多機関と連携して作成した再犯防止に関する研修動画の配信、愛知県県民安全課の連絡網の活用等を通じて、市町村に効率

的かつ効果的に情報提供を行うことで、さらに連携が深まるのではない
か。また、官民共同の研修の実施についても工夫の余地があるのではない
か。【愛知県定着／第2回】

カ 複合的な問題を抱える者等に対する支援において、地方公共団体との
連携による受入れ先の確保及び身柄拘束中から釈放後の入院に向けた受
診ができる仕組みの構築が必要である。【名古屋保護観察所／第2回】

キ 令和3年度に愛知県において立ち上げた連絡会議については、新型コ
ロナウイルスの影響等もあり、2回目以降の開催ができなかったが、令
和4年度以降は県内の市町村でも地方計画の策定数が少しずつ増える見
込みであるため、計画の特色や力を入れて作った部分等を発表いただ
き、他の市町村の参考にしてもらいたいと考えている。【愛知県／第3
回】

ク 令和3年度から豊田市では重層的支援体制整備事業がスタートしてお
り、どこの支援機関でも相談を受けて、適切な支援機関につなぎ、様々
な専門機関で連携をして支援することを取組としている。その中で、対
象者本人のことをよく知っている検察庁、刑務所、保護観察所等が一緒
に支援会議に入り、本人の状況をしっかり伝えてもらって、一緒に支援
していけたら良いのではないかと考えている。【豊田市／第3回】

(3) 国の次期再犯防止推進計画の策定への要望（財政支援の在り方など）

ア 地方計画策定の促進に向けての財政的な支援について要望したい。愛
知県の場合、モデル事業の委託費により、計画を策定することができた
が、モデル事業がなかった場合は、計画の策定は難しかったと感じてお
り、市町村も同様の状況であると感じている。例えば、一定の期間にお
いて、地方計画策定の費用（検討会議に必要な印刷代等）を補助してく
れると良い。【愛知県／第1回、第3回】

イ 今後、重層的支援体制整備事業の活用も含め、市町村で積極的に再犯
防止の関係につなげていくことについて、福祉部門に当事者意識を持っ
てもらうため、法務省と厚労省の連名の通達等を出す等、福祉部門にも
当事者として取り組んでもらえるようなバックアップが欲しい。【名古
屋市／第2回】